

令和 4 年度第 2 回愛知県特別支援教育連携協議会での協議内容等

開催日 令和 5 年 1 月 2 0 日

開催場所 東大手庁舎

愛知県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子供に対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について

- (1) 福祉の分野では、令和 5 年 1 月現在、県内 7 か所に、医療的ケア児支援センターを設置している。担当圏域内の学校や市町村の福祉部局との関係作りに努めるとともに、保護者、学校、園などからの就学や就園に関する相談業務も引き続き行っていく。
- (2) 労働の分野では、昨年 8 月に、「初めて働く障害者のためのガイドブック」を再発行した。今後も、福祉の分野とも連携しながら、障害のある方の就労をサポートしていく。また、このガイドブックの 5 ページには、「職業準備性」についての記述もあり、様々な学校のキャリア教育の場でも活用していけるとよい。加えて、学校では学力保障も大事にしながら、生徒たちの卒業後の就労に向けて、生徒の適性を見出し、得意な面を伸ばす指導を積み重ねていけるとよい。
- (3) 教育の分野では、昨年 4 月から、愛知県の県立高校に在籍する病気療養中の生徒への学習支援制度が開始されている。同時双方向のオンライン授業や病院等への訪問教育により、生徒の学ぶ機会を保障する制度となっている。
- (4) みよし市特別支援教育連携協議会は、設立段階から、障害者自立支援協議会と両輪の形を取っている。教育の分野と福祉の分野が上手に連携し、特別な支援の必要な子供に対して生涯にわたって一貫した支援を行うことを目指している。福祉の側からも、このような好事例を県内各地に紹介することで、市町村における福祉と教育の連携強化を進める手立てにしていく。
- (5) 小中学校の先生が、就労移行支援事業所や障害者雇用に取り組んでいる企業等を訪問し、発達障害のある方々が社会で活躍する姿を見る機会を設けることで、特別な支援の必要な児童生徒の進路指導をより充実した内容にすることができる。